

(受理番号)	28-2	(受理年月日) 平成28年2月8日
	陳 情	
件 名	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について	
要 旨	<p>自治体発注の公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化することで、労働者の賃金が低下している。また、建設産業への若年入職者の減少や高齢化の進行のため、熟練労働者から若手へ技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されている。</p> <p>低額発注や重層下請のピンはね構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化や事故を招くことになる。さらに建設産業そのものを疲弊させ、老朽化している生活関連インフラの整備もできない事態が起きている。</p> <p>このため、国土交通省では、2013年から2015年にかけて公共工事設計労務単価を平均28.5%引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しているが、東京電力福島第一原子力発電所周辺の除染作業で、作業員に「特殊勤務手当」が支給されない事例のように、発注額が改善されても、元請企業や中間業者に「中抜き」されるなど、現場労働者の処遇は、政府の意図どおりには改善されていない。</p> <p>こうしたことから、発注額と労働者の賃金の適正化により、事業の質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「公契約条例」の制定が各地に広がっている。</p> <p>国が進めるTPPの交渉分野には、自治体の公共調達も含まれ、国際入札の義務付けが検討されているため、公契約条例により、公共工事や公務公共サービスに従事する労働者の賃金の下限の設定をしておかなければ、外資系企業による低賃金労働者の参入により、サービスの質が低下し、地元事業者がさらに打撃をこうむることになる。</p> <p>については、香川県が発注する公共工事や業務委託について、県が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるようにするため、公契約条例を制定するよう陳情する。</p>	